

サイボウズ ガルーン パワーアップキット シリーズ を購入されたお客様へのご注意 事項：

Garoon 5.9 以降 または Garoon 6.0 以降で「サイボウズ ガルーン パワーアップキットシリーズ」をご利用される場合は「サービスライセンス規約」の内容が適用されます。下記「サイボウズ ガルーン パワーアップキットシリーズ サービスライセンス規約」をご確認ください。

Garoon 5.9 未満で「サイボウズ ガルーン パワーアップキットシリーズ」をご利用される場合は「使用許諾契約書」の内容が適用されます。本ファイルの後半に記載されております「パワーアップキットシリーズ for ガルーン サイボウズ株式会社 使用許諾契約書」をご確認ください。

サイボウズ ガルーン パワーアップキットシリーズ サービスライセンス

サイボウズ ガルーン パワーアップキットシリーズ サービスライセンス規約

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体および個人のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本サービスライセンス規約（以下、「本規約」といいます。）は、本サービスの内容および提供条件について、お客様とサイボウズの間で締結される法的な規約です。お客様は、本ライセンスのご購入申し込み前に本規約の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入申し込み時点、またはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、サービスライセンスキーが記載された電子ファイルを開封した時点で、本規約の条項に拘束されることと承諾したものとみなされます。

1. 定義

- 本規約の条項において、用語の定義は以下のとおりとします。
- (1) 「お客様」とは、本規約の条項を承認の上、サイボウズ所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体ならびに、サイボウズが本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
 - (2) 「該当ソフトウェア」とは、本サービスの対象となる下記のソフトウェアで、お客様がサイボウズから適法に使用許諾権を得たものをいいます。
該当ソフトウェア：Garoon 5.9 以降または Garoon 6.0 以降
 - (3) 「サービスライセンス」とは、本規約で許諾された範囲内において本サービスを利用することができる権利をいいます。
 - (4) 「サービスライセンスキー」とは、お客様が本サービスの利用を許諾されたことを証明するために、サイボウズがお客様に対して発行し、ライセンスキー証明書に記載されたものをいいます。お客様は連携先ソフトウェアにサービスライセンスキーを登録することで本サービスを利用することができます。
 - (5) 「サービスライセンス料」とは、サービスライセンスの料金をいいます。サービスライセンス料は該当ソフトウェアの種類によって変わります。
 - (6) 「サービス提供期間」とは、お客様が本サービスを利用することができる期間をいいます。
 - (7) 「サービスの終了日」とは、サービスライセンスキーを登録した時点で表示される終了日をいいます。
 - (8) 「サービス説明書」とは、本サービスの内容について記載された説明書をいいます。サービス説明書は、サイボウズのホームページに掲載されるものとし、サイボウズによって随時更新されます。（<https://cybozu.co.jp/products/admission/>） サービス説明書が更新された場合、本サービス提供期間中のお客様に対しては、サイボウズのホームページにおいて、随時更新、公表されるといって、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されることとなります。
 - (9) 最新のサービスニュースは、サイボウズのホームページに掲載されることにより、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されることとなります。
 - (10) 「サービスの委託先」とは、サイボウズが本サービス提供業務の一部および全部を委託した者をいいます。
 - (11) 「各情報コンテンツの提供者」とは、本サービスで提供される情報コンテンツの提供元となる者をいいます。

2. サービスの実施

- (1) サイボウズは本規約の条項に基づき、本サービスにお申し込みいただいたお客様に対して本サービスを提供します。
- (2) 本規約は本サービスをご利用いただく際の、サイボウズとお客様との間の一切の関係を適用されるものとなります。

3. サービス内容

本サービスの内容は、サービス説明書に記載のとおりとします。

4. サービスライセンス料

本サービスのサービスライセンス料は、別途定められたとおりとします。本サービスをご利用するための必要なサービスライセンスの権限およびサービスライセンス料は、サービスライセンスキーを入力する日においてお客様がご使用の該当ソフトウェアの種類によって異なります。

5. お客様の権利と制限

- (1) お客様はご購入されたサービスライセンスの範囲内で、本サービスを受けることができます。
- (2) サービス提供期間は、本サービスのお申し込み日やご利用開始日に関係なく、「お客様からのお申込をサイボウズが承諾のうえサイボウズがお客様に対してサービスライセンスキーを発行したときから、サービス終了日まで」とします。なお、サービスの終了日以降も本サービスを提供するため、継続するサービスライセンス（以下、「継続サービスライセンス」といいます。）をご購入された場合は、当該継続サービスライセンスのサービスの終了日までサービス提供期間が延長されます。
- (3) 本サービスの利用は、本サービスライセンスを該当ソフトウェアに登録することにより可能となります。よって、お客様は、サービスライセンスキーがお手元に届き次第、速やかに当該ソフトウェアに登録してください。お客様の故意、過失を問わず、サービスライセンスキーを登録しなかったことにより本サービスが受けられなかったとしてもサイボウズは一切の責任を負いません。また、サイボウズはお客様に対し、サービス提供期間の途中でサービスライセンスキーを登録、解除した場において、サービスを受けなかった期間についてのサービスライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
- (4) お客様は、同一か否かを問わず、同一時期か否かを問わず、いかなるソフトウェアにおいても1つのサービスライセンスキーを並行使用、および再使用することはできません。
- (5) サービスライセンスの内容を複数に分割することはできません。
- (6) 連携先ソフトウェアに登録され、使用が許諾されたユーザーのみ本サービスを利用することができます。よって、お客様は第三者に対し、本サービスを受ける権利を譲渡、貸与、リース、転売あるいはその利用を許諾したり、与えたりすることはできません。また、サービスライセンスキーの複製、頒布、貸与、送信、リース、担保設定等を行なうことはできません。
- (7) お客様は、該当ソフトウェアをインストールしたサーバーを移管する場合、サービスライセンスキーのデータについても当該ソフトウェアと一体としてそのまま移管しなければなりません。
- (8) お客様は本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解凍、派生サービスの作成をすることはできません。
- (9) 本サービスは、本規約に加え、提供される各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。その場合、お客様はそれらの規定についても拘束されるものとします。また、各情報コンテンツの提供者によって提供されるサービス等のご利用については、お客様と各情報コンテンツ提供者との間の契約に基づくものとします。

6. お客様の氏名、連絡先等

- (1) お客様は、本サービスのお申し込み時サイボウズに連絡した氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等（以下、併せて「連絡先等」といいます。）について変更が生じた場合、速やかにその変更内容をお知らせするに本サービスの委託先に届け出なければなりません。
- (2) 前項の届け出があった場合、お客様は、本サービスおよび本サービスの委託先に対し、届け出の内容が事実であること証明する書類を提示していただく場合があります。
- (3) お客様の連絡先等の変更に関する届け出があった場合は、それ以後、サイボウズからお客様に対する連絡、通知は、変更前届け出に送付されるものとします。本条第1項の届け出なく連絡先等が変更された場合、サイボウズおよび本サービスの委託先は、変更前の連絡先等に対して、通知、連絡したと、またお客様と連絡がとれなかった場合は、変更前のご連絡先サービスご利用者ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (4) サイボウズは、お客様からいただいた連絡先等は、本サービスの提供・管理を行うためお客様に対し本サービスに関する情報やサポートを提供するために利用させていただきます。プライバシーポリシー（<https://cybozu.co.jp/privacy/privacy-policy/>）の定めに基づき取り扱うものとします。

7. 限定保証

- (1) サイボウズは、本サービスの提供が、重要な点において、サイボウズから提供するサービス説明書に記載されている通りに行われるものであり、サイボウズはお客様の問題を解決するために合理的な範囲内で努力し、注意し、またその技能を提供することを保証します。ただし、本サービス提供の瑕疵が、サイボウズに起因しない場合は、本保証の対象外とします。
- (2) 前項本文に記載の保証事項にサイボウズが違反した場合には、お客様は本規約の解除を請求できるものとします。サイボウズは、お客様からの解除の請求に応じて、当該違反事実の発生した日の翌月以降のサービス提供期間の残存期間について、月割りでサービスライセンス料の返還を行うものとします。
- (3) 前項に基づく解除の請求は、当該違反事実の発生した日から60日の期間（ただし、法律で認められる最も短い期間が60日を超える場合はその最も短い期間）内に、サービスライセンスのライセンスキーの購入を証明する書面ならびに当該違反事実の内容および発生日を証明する書面を添えて行うものとします。

8. その他保証

- (1) お客様は、前条に定める保証が本サービスの利用に関わる唯一の保証であり、その他のすべての危険はお客様のみが負うことと確認し、同意するものとします。
- (2) サイボウズおよび本サービスの委託先は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用により、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的ま

- (3) だた結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。サイボウズのいかなる口頭または書面による、いかなる情報または助言も新たな保証を行い、またはその他にいかなる意味においても本規約の各条項の範囲を拡大するものではありません。またサイボウズは本サービスがお客様の要求を満足させるものであることを保証するものではありません。
- (4) お客様が、本サービスおよび本サービスの委託先は本サービスを利用することにより、他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は自己の責任と費用において解決し、サイボウズには一切の責任を負わないものとします。
- (5) サイボウズおよび本サービスの委託先は本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。
- (6) インターネットを含むネットワーク障害、天変地異等の不可抗力に基づいて、サイボウズが債務を履行できないと判断する場合、サイボウズは本サービスの提供を停止、中断することがあります。この場合において、サイボウズは当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとします。
- (7) 本規約第12条（サービスの一時停止）および第13条（サービスの変更・一部廃止）により、サービスの提供が不可能となった場合についても、お客様が既にお支払済みになったサービス料金等については一切払い戻ししないものとします。
- (8) 本規約の下で生じたサイボウズおよび該当ソフトウェアの供給者の責任は、当該サービス提供期間についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

9. 委託

サイボウズは本サービスの全部または一部をお客様の事前の承諾なしに第三者に委託することができます。

10. 権利の帰属

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関する著作権、知的財産権その他一切の有体・無体の財産権は、サイボウズまたはサイボウズがサイボウズに対して使用許諾している第三者に帰属するものとし、お客様に譲渡しまたは本規約に定めるいかなる使用許諾もなされるものではありません。

11. ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止

- (1) お客様は、故意、過失を問わず、また本サービス終了の前後を問わず、サービスライセンスキーに関するすべての情報を第三者に対して開示、漏洩してはけません。
- (2) 本規約の条項に違反したサービスライセンスキーの不正使用はこれを一切禁止します。

12. サービスの一時停止

- (1) サイボウズは次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。
① サービスを提供するために必要な場合、またはこれらにやむを得ない障害が発生した場合
② 本サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることにより正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
③ サービスを提供することにより、お客様あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認識した場合
④ 電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止および停止することにより本サービスの提供を行なうことが困難になった場合
⑤ サイボウズは前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨をお客様に通知します。ただし、緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) サイボウズはお客様および第三者からの緊急停止要請に関しては原則としてこれを受け付けいたしません。
- (3) サイボウズは停止すること、ならびに停止できなかったことによりお客様、および第三者が損害を被った場合も、サイボウズは一切の賠償責任を負いません。お客様はこれを承諾するものとします。

13. サービスの変更・一部廃止

サイボウズはお客様の認識如何に関わらず、本サービスの内容等を変更および一部廃止することができます。最新のサービス内容についてはサービス説明書によって定められるものとします。また、本サービス内容を変更する場合、サイボウズは、お客様に対し、変更の2週間以上前にサイボウズのホームページその他サイボウズが提供する手段により当該変更の内容について通知するものとなりますが、お客様の認識如何に関わらず、最新のサービス内容が適用されるものとします。

14. サービスの廃止

サイボウズは都合により本規約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、サイボウズはお客様に対し当該廃止の日より1ヶ月以上前にサイボウズのホームページその他サイボウズが提供する手段によりその旨を通知するものとします。

15. 解除

- (1) お客様は本規約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは、お客様に対する事前の何らの催告なくして本サービス規約を即時解除することができます。
- (2) お客様は本サービス期間の途中で解除を希望される場合には、サービス説明書に記載のサイボウズカスタマーセンターまでご連絡のうえ、所定の手続を行っていただくものとします。
- (3) 本規約が解除となった場合、お客様は当該ソフトウェアからすべてのサービスライセンスキーを削除するともに、本サービスに付随してインストールした一切のソフトウェア、プログラム等を破壊しなければなりません。
- (4) 本規約第7条に定める場合を除く、解除理由の如何に関わらず、お客様が既にお支払済みの料金等は一切払い戻しされません。
- (5) 本規約が解除となった場合においても、本規約第11条（ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止）については以降も継続されるものとします。

16. 再締結

本規約が解除となったお客様が再度契約を望まれる場合は、新たに規約を締結するものとします。この場合、サイボウズは過去にお客様が本サービスをご利用することによって作成、登録等されたデータの復活ないし継続利用の保証はいたしません。

17. 本規約の変更

サイボウズは本規約の条項の内容を変更することができるものとし、本規約の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の規約の条項によるものとします。また、本規約の条項を変更する場合、サイボウズは、お客様に対し、変更の2週間以上前にサイボウズのホームページその他サイボウズが提供する手段により当該変更の内容について通知するものとなりますが、お客様の認識如何に関わらず、最新の規約が適用されるものとします。

18. 消滅法および準則

- (1) 本規約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国法律を準拠法とします。
- (2) 日本国内で行った取引に基づく本契約または当該ソフトウェアに関して、当事者間に争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。また、日本国外で行った取引に基づく本契約または当該ソフトウェアに関して、当事者間に争が生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社)日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとなります。

19. その他

- (1) 本サービスのご利用に関して、本規約の条項およびサービス説明書により解決できない問題が生じた場合には、お客様とサイボウズの間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。
- (2) 本規約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本規約の条項のいずれかについて、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「本ライセンス」といいます。）を購入された法人・団体のみならず（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：
本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェアに関してお客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入を申し込んだ時点で、またはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、ライセンスキーが記載された電子ファイルを開封した時点若しくはライセンスキー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではありません。
なお、本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェアの使用前に、以下のファイルをご確認ください。
license.html（ドキュメントルート/ディレクトリ指定フォルダ内）
これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできませんので、速やかにアンインストールしサイボウズまたは販売店に連絡のうえ、お買い上げ後 60 日以内に、本ソフトウェアの記録媒体（ソフトウェアの記録媒体、ライセンス証明書、その他説明書等）が提供された場合はこれらをサイボウズに返品し、ライセンスキーを破棄してください。

1. 定義

- 「本ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- 「連携先ソフトウェア」とは、本ソフトウェアと連携する下記のソフトウェアをいいます。
連携先ソフトウェア : Garoon 5.9 未満
- 「ライセンスキー」とは、本ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等をいいます。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。(4) 「使用ユーザー」とは、連携先ソフトウェアを使用するユーザーとして、連携先ソフトウェアに設定された方をいいます。お客様は、お客様の構成員以外の方をシステム管理者に設定することはできません。ただし、システム管理を委託する目的に限りその委託先構成員をシステム管理者として設定することができます。なお、お客様は連携先ソフトウェアの使用権およびサービスライセンスを正規に取得しているものとし、この場合、本ソフトウェアの種類毎に、対応する連携先ソフトウェアのバージョンが異なります。各本ソフトウェアに対応する連携先ソフトウェアのバージョン等の詳細については、本ソフトウェアの HP 等をご確認ください。
- 「登録ユーザー」とは、本ソフトウェアを使用するユーザーとして設定された使用ユーザーをいいます。

2. 使用範囲

- 本ソフトウェアは、連携先ソフトウェアとあわせて使用する目的にのみ、登録ユーザーが使用することができます。
- お客様は、本ソフトウェアの各製品のライセンスで許諾された範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。
- 本契約書で許諾された内容を変更、追加するライセンスを取得した場合、当該変更、追加ライセンスは、本ソフトウェアにおいて初めに与えられた本ライセンスと一体のものとなります。
- お客様は、同一か否かを問わずいかなるコンピュータ上においても、1つのライセンスキーを並行して使用することまたは複数回登録することはできません。
- お客様は、1つのライセンスにつき、本ソフトウェア1部のみを1台のサーバーコンピュータにのみインストールすることができます。ただし、お客様が本ライセンス購入時に、サイボウズ所定の方法でサイボウズに対して申告し、許可された場合のみ、申告した部数以下の数の本ソフトウェアをインストールすることができます。
- 1つの本ライセンスで許諾されたユーザーの数、その他の本ライセンスの内容を複数に分割することはできません。
- 本ソフトウェアの使用許諾期間は、お客様の本ソフトウェアのご購入日、ご使用開始日等に関係なく、「お客様からのお申込をサイボウズが承諾のうえサイボウズがお客様に対してライセンスキーを発行したときから、ライセンスキーを登録した時点で表示される終了日まで」とします。なお、終了日以降も使用を継続するため、継続するライセンス（以下、「継続サービスライセンス」といいます。）をご購入された場合は、当該継続サービスライセンスの終了日まで使用許諾期間が延長されます。お客様の故意、過失を問わず、ライセンスキーを登録しなかった場合、および登録し忘れた場合、などにより本ソフトウェアを使用することができなかったことについて、サイボウズは一切の責任を負いません。また、サイボウズはお客様に対し、使用許諾期間の途中でライセンスキーを登録、削除した場合において、本ソフトウェアを使用することができなかった期間についてのライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
- 本ソフトウェアの一部の機能に関して、使用の際、本ライセンスと異なるライセンスの購入、別途プログラムのインストール等が必要となる場合があります。

3. サービスの実施

- お客様は本契約書に基づき、本ソフトウェアの使用許諾期間中、サービス説明書に定めるサービスを受けることができます。
- サービスの内容およびご利用の条件の詳細は、サービス説明書をご確認ください。
- サービス説明書はサイボウズによって随時更新されます。最新のサービス説明書は、サイボウズホームページ (<https://www.cybozu.com/jp/package/sales/admission/>) に掲載されます。お客様は更新後のサービス説明書に同意しない場合は本ソフトウェアの使用を中止するものとします。

4. その他の条件

4-1. 複製の制限

- お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。
 - お客様の入力されたデータをバックアップする目的
ただし、バックアップを目的とした複製物も、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものであるとを問わず、いかなるコンピュータ上においても本ソフトウェアを並行して使用できないことを条件とします。
 - 本ソフトウェアの修正プログラムまたは本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェア、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的
ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒久的に複製されないことを条件とし、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。
- お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができます。ただし、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

4-2. 頒布・送信の禁止

お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含みます。）等を行うことは一切できません。

4-3. 貸与、担保設定、転売等の禁止

お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。お客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の従業員および構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。

4-4. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変等の制限

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを複製、修正、翻訳または翻案することはできません。また、本ソフトウェアは1つの本ソフトウェアとして許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

4-5. その他

- 本契約書は、お客様に対し、サイボウズの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズに留保されます。
- お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用されるためには、お客様がサイボウズによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得していることを条件とします。お客様が本ソフトウェアをバージョンアップとして使用される場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。この場合、お客様は、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）した後、単一のサーバーコンピュータに本ソフトウェアをインストールするものと、本ソフトウェアのみを本契約で許諾された範囲内でのみ使用することができます。ただし、旧バージョン製品におけるデータをコンピュータする必要がある場合は、当該コンパルト完了まで旧バージョン製品を使用することができます。この場合、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンパルト作業を行ない、コンパルト作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）しなければなりません。

5. 本契約の解除および終了

- お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- 本契約が解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去するものとし、その使用を継続してはなりません。
- 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

6. 限定保証

- サイボウズは、お客様が正規な入手経路により有効なライセンスを取得されていることを条件として、サイボウズが推奨したオペレーティングシステム、ハードウェア構成およびネットワーク環境その他の本ソフトウェアの使用環境下で本ソフトウェアが使用された場合に、以下に掲げる場合を除き、本ソフトウェアが重要な点においてマニュアルどおりに機能することを保証します。ただし、本ソフトウェアの瑕疵、問題、マニュアルに記載された機能との不一致が、以下のいずれかに該当する場合には、保証の対象となりません。
 - 本ソフトウェアの修正プログラム（ただし、本ソフトウェアに適用された修正プログラムについては、本ソフトウェアと一体のものとして取り扱うものとします）、試用版、評価版または先行提供版（「β版」「RC版」「動作検証版」）その他名称の如何を問わず本ソフトウェアが正式にリリースされるまでの間に、サイボウズが提供する全てのソフトウェアをいうものとします。）に起因する場合
 - オペレーティングシステム、ハードウェア構成およびネットワーク環境その他の本ソフトウェアの使用環境に起因する場合
 - お客様ご自身が使用する目的で本ソフトウェアを修正されたことに起因する場合
 - その他本ソフトウェアに起因しない場合
- 前項の保証の請求は、お客様が本ソフトウェアのライセンス証明書を手に入れた日から 60 日以内（ただし、法律で認められる最も短い期間が 60 日を超える場合はその最も短い期間）内に、本ライセンスを購入したことおよびライセンス証明書を手に入れた日を証明する書面を添えて行うものとします。
- 前2項に基づく請求に対するサイボウズおよびその関連会社のすべての責任ならびにお客様に対する唯一の救済手段は、サイボウズの選択により、本ソフトウェアの交換、修補または本ソフトウェアの代金の返還のいずれかとなります。なお、本ソフトウェアの交換または修補には、本ソフトウェアに対する修正プログラムの提供またはバージョンアップ版の提供を含むものとし、サイボウズが当該修正プログラムまたはバージョンアップ版の提供を行った場合、お客様が修正プログラムまたはバージョンアップ版を適用するか否かに関わらず、本項に定める義務を果たしたものとします。

7. その他の保証の制限

- お客様は、前条に定める保証が本ソフトウェアに関する唯一の保証であることに同意するものとします。
- サイボウズは、前条に記載されたものを除き、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に動作すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題を含まず、これらに限られません。）が存していた場合にこれを修正されること、のいずれも保証いたしません。
- サイボウズは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- サイボウズの口頭もしくは書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行ない、またはそのいかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

8. 責任の制限

- お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレームを含みますが、これらに限られません。）および危険はすべてお客様のみの責任であることを確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがサイボウズより提供された場合にお客様がその修正プログラムを適用しなかったこと、サイボウズがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこともしくは利用しなかったこと等を含みます。
- いかなる場合であっても、不法行為、契約その他の法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。
- 本契約の下で生じるサイボウズおよび本ソフトウェアの供給者の責任は、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

9. ライセンス情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはけません。また、本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。

10. 著作権等

- 本ソフトウェア（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。
- 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

11. 準拠法および準拠

- 本契約は法の抵触を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- 日本国内で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェアに関して、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または第一審管轄裁判所として、また、日本国外で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェアに関して、当事者の間に生ずることとするすべての紛争、論争または意見の相違は、(社) 日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。

12. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者の間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名または記名押印のある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対し用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対し効力を持たず、本契約の内容にいささかの影響を与えませんではありません。本契約の条項の

いずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。